

## 富山県環境審議会第2回自然環境専門部会（現地調査）議事録

1. 日 時 平成22年11月25日（木）午前9:00～午後4:15

2. 場 所 魚津市及び黒部市  
行程は予定どおり進行。

3. 出席者

委 員：鍛冶部会長、和田委員、阿久津特別委員、榎本専門員、  
菊川専門員、園専門員、高木専門員、福田専門員  
（五十嶋専門員は欠席）

事務局：黒田課長補佐、筒井副主幹、長岡主任

4. 議事

（1）現地調査

①布施川付近

僧ヶ岳の全景を見ることのできる数少ない場所であり、僧ヶ岳、それぞれの尾根、利用施設等の位置を確認する。

② 嘉例沢森林公園

今回の公園計画で利用拠点の一つとされている場所。予定地の中でキャンプ、宿泊等が可能な場所はここしかない。黒部市が維持管理している。（森林整備課→生産森林組合に委託しているとのこと。）

遊歩道を、キャンプ場から池の周りにかけて、20分程度調査する。委員からは、利用状況についての質問が出る。市が整備した当時はある程度の利用者がいたが、現在は施設面では十分でない面もある。森林公園につながる林道は整備されている。

③とちの湯

宇奈月尾根線の登山道の入り口となっている。中部山岳国立公園との公園界も見える。河川界を公園の境界としている指定予定地の尾根、斜面も一望できる。

（2）部会

場所：昼食後、セレネ会議室にて。

議題：公園指定書、公園計画書、公園区域図（事務局案）について

議事は以下のとおり

【事務局からの説明事項】

配布した、公園指定書、公園計画書、公園区域図（事務局案）についての資料について、パワーポイントも用いて説明。

補足説明としては、以下のとおり。

- ・ 今回提示したものは、あくまで事務局案であり、区域等については今後関係者との協議があるため変更になる可能性がある。
- ・ 公園区域図については、地形等で分かりやすい部分を公園の境界としてある。
- ・ 公園計画書では、特別地域等のそれぞれの面積は未調整の部分があり算出できて

いない。

- ・ 公園指定予定地のうち、植生自然度8～10の地域を特別地域としている。第1種～第3種の区分についても現時点での事務局案にすぎない。隣接する国立公園の地種区分との整合性も考慮してある。
- ・ 本日提示した指定書等について意見等があれば、後日でも構わないので意見を事務局に送ってほしい。

#### 【公園計画書の利用施設計画について】

(委員)

公園計画書のP10の利用施設一覧について、設置予定者は誰を想定しているのか。民間はあるか。

(事務局)

民間はない。魚津市及び黒部市が主体となって整備する予定である。

(委員)

利用施設計画については、住民の関心も高いと思うが、この案には、住民の意見は取り入れてあるか。駐車場等については、既にあるように見受けられるが。

(事務局)

現時点での意見は組み入れてあるし、今後も意見等があれば聞いていく。現在駐車場として使われている場所は、駐車場として整備したものではなく、林道沿いの待避所や作業箇所の部分に、登山者等が車を止めるようになって駐車場のようになっているものである。

(委員)

これらの施設は、自然公園が指定された際に整備されているのか。

(事務局)

指定の際に決まっているのは計画のみで、必ずしも施設が整備されている訳ではない。公園計画にあるものは、計画として利用上必要な施設を配置したもの。

(委員)

利用施設計画にある避難小屋にはトイレは作るのか。

(事務局)

公園計画上、この地点に避難小屋を作ることになっているが、どのような施設にするかは実際に作る際に具体化することになる。個人的には、維持管理の問題もあるため、掃除のできないトイレは作るべきではないと考えている。携帯トイレの使用を促すという選択肢もあり、携帯トイレ用のブースを整備していくことも考えられる。

(委員)

避難小屋だけがあると、逆に、小屋の周りで用を足す人が出てこないかが心配である。

(委員)

携帯トイレの使用を促していくのであれば、携帯トイレを使用するためのシェルターのような場所を作るべきだと思う。用を足す場所がないと、携帯トイレだけを持参していても使用ができない。また、携帯トイレの販売所も作らないとなかなか持参する人はいないのではないか。環境省では、携帯トイレの普及率について調べているか。

(委員)

普及率が何%と言えるほど普及していないというのが実情。地域別では、北海道、屋久島などで力を入れており、山岳トイレの整備と併せて、携帯トイレ用のブースを作るなどの取組みを行なっている。近場だと、白馬の大雪渓が挙げられる。ただ、携帯トイレ用のブースを作っても、携帯トイレを持っていない人が中で用を足してしまうと、掃除しないと次の人が使えないという問題も生じており、携帯トイレの使用が定着していくには、長い目で考えていかなければいけないだろう。

(事務局)

県では、立山山麓の鍬崎山に至る大品山自然歩道に簡易トイレを設置した。この地域は民有地であり、道中で用を足されると問題であり、また、ピクニック気分で訪れる人の多い場所のため、携帯トイレの普及が難しい地域と考えたためである。維持管理としては、業者に年に一回、汚物を専用のパックで担いで下りてもらっている。このように、それぞれの山の特性に応じたトイレの整備を考えていく必要がある。

(委員)

避難小屋が厳しいということであれば、駐車場にトイレを作ってもいいのでは。

(事務局)

参考にさせていただく。どちらにしても、設置後の管理のしやすいところを考えていく。

## 【公園区域について】

(委員)

公園区域図について、1回目の位置図と公園区域について違いがあるのはなぜか。

(事務局)

前回の案は、平成17年度から使用してきている案で、当時から地元市町と合意してきた内容である。ただ、その区域が、基礎調査で指定候補地とされた区域より広

くなっている部分があったため、当初の合意案を基礎調査の範囲内に収めて作成したのが今回の案である。結果として、前回の案は 6,000 h a を超えていたが、今回は 6,000 h a を切っている。

(委員)

地元との合意という話が出たが、地権者とはどのようなやり取りをしているのか。平成 17 年からの合意というのは、地権者の合意なのか。

(事務局)

指定予定地の魚津市側については、ほとんどが地元の生産森林組合の管理している土地である。片貝川の上流の 4 つの集落に住んでいる約 100 人の地権者がいるが、ほとんどの方が組合に加入しているので、組合との合意が取れば地権者との合意も取れたと考えられる。黒部市のうち、旧宇奈月町については、財産区の持山であり、財産区の役員と話を詰めている。旧黒部市については、午前中に見た嘉例沢森林公園のように、ほとんどが黒部市所有の土地のため、市の同意が得られれば大丈夫である。

(委員)

では、個別の地権者と話をしていくというよりは包括的に合意を取っていくという手法ということか。

(事務局)

それぞれの自治会の了解を得るよう話し合いをしていく予定である。

#### 【植生の保護、特別地域と普通地域の違いについて】

(委員)

個人的には、特別地域の指定理由のところに、こういう貴重な群落の植生だから第何種地域に指定するというような説明があれば分かりやすいように思う。それぞれの植生に対し、どういう保護対策を考えているかを教えてほしい。

(事務局)

ご指摘の点については、植生と保全についての分かりやすい資料、図等を作成できればと思う。植生に対する対策としては、基本的な考え方としては現状維持であり、貴重な植生群落に対し特別に何かすることは考えていない。積極的に手を出すのは、風衝草原地帯の仏ヶ平についての植生復元施設のみである。

(委員)

特別地域を指定ということ自体が保護対策ということだとは思いますが、第 1 種～第 3 種地域で保護の度合いは変わってくるのか。

(事務局)

第 1 種～3 種の区別は、保護の面よりは規制面での違いであり、許可基準が違っ

てくる。例えば木の伐採の例では、伐採が可能な面積が違ってくる。

(委員)

第1種～3種の区別は保護の強さを示している訳ではないということであれば、第1種～3種特別地域のどれかに貴重な群落が入っていれば植生は守られるということか。

(事務局)

特別地域と普通地域では、大きな違いがあるが、普通地域は届出のみであるのに対し、特別地域では許可が必要になるという点で、特別地域であれば保護されるということになる。

(委員)

普通地域にも利用計画が設定されているが、普通地域の場合、例えば道路改良などを行う場合に、規模が小さければ届出も不用の行為となるが、公園事業道路であれば手続きが必要となる。公園事業であれば補助金の対象となるなどのメリットもあると思うが、デメリットもあるので、公園事業の執行については、関係自治体に十分説明をしておいた方がよい。

#### 【指定理由について】

(委員)

なぜ今指定するのかということの説明する必要があり、それについての論理的な考え方を事務局に示してもらえればよいと思う。

守るべきコアの部分がまずあって、そこから指定をすべき範囲を検討していく中で周辺部分を含めた公園区域を決定するという考えか、あるいは、以前に行った調査の中で植生自然度が高い一定の地域がありそこを公園区域と決めた上で、その中を特性に応じて特別地域等に区分していくという考え方なのか、どちらでも構わないのだが、論理的に説明できる必要があると思う。今後、地権者等の話し合いにより変更となる部分ももちろんあるとは思いますが、全体としての考え方をきちんと説明できるように整理しておかなければならない。

(部会長)

おっしゃるとおり。今後、状況の変化はあると思うが、部会としても答申をまとめる必要がある、整理しておきたい点である。

(委員)

富山に4月から住み始めたが、山岳信仰が強く残っている地域だと感じる。僧ヶ岳を中心とする県東部地域も、昔から、地域の人々と山の結びつき、人々の山への思いがとても強い。県東部の山岳地帯については、僧ヶ岳の後方部分は中部山岳国立公園に指定されており、僧ヶ岳、駒ヶ岳の辺りが未指定部分として残っていて、今回、県がその地域について最後に指定するという意味合いがある。そのような視点から当該地域について調査してみると、植生自然度もあり、貴重な植物の群落もあり、自然公園の指定にふさわしいという説明の仕方も可能かと思う。公園計画の

指定理由等まで変える必要はないが、そのような資料も用意できれば、対外的に説明しやすいのではないか。

(部会長)

山岳信仰については、これまでの議論と別の視点でいいと思う。先日、長野、山梨の山岳関係者と話をする機会があったが、全国に駒ヶ岳という名の山は数多くあるが、富山の駒ヶ岳は、北方稜線から繋がるということで、かなり知名度があるように感じられた。

【今後のスケジュールについて】

(事務局)

次回の部会の開催は、6月の現地調査になる。それまでに、今日の意見を参考に事務局案を詰める作業を進め、事務局案については、適宜委員の皆様へ送付し、委員意見を聞かせていただこうと思っている。